

三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則

平成二十五年三月二十九日  
三重県規則第六十三号

※指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(令和3年三重県規則第79号)による改正後

三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布します。

三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 削除

第三章 介護予防訪問入浴介護

第一節 指定介護予防訪問入浴介護（第三十二条―第三十七条）

第二節 基準該当介護予防訪問入浴介護（第三十八条―第四十条）

第四章 指定介護予防訪問看護（第四十一条―第四十八条）

第五章 指定介護予防訪問リハビリテーション（第四十八条の二―第五十三条）

第六章 指定介護予防居宅療養管理指導（第五十四条―第六十条）

第七章 削除

第八章 指定介護予防通所リハビリテーション（第七十四条―第八十条）

第九章 介護予防短期入所生活介護

第一節 指定介護予防短期入所生活介護（第八十一条―第九十四条）

第二節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護（第九十五条―第一百零四条）

第三節 共生型介護予防短期入所生活介護（第一百零四条の二・第一百零四条の三）

第四節 基準該当介護予防短期入所生活介護（第一百五一条―第一百零九条）

第十章 介護予防短期入所療養介護

第一節 指定介護予防短期入所療養介護（第一百十一条―第一百二十二条）

第二節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護（第一百二十三条―第一百三十一条）

第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護

第一節 指定介護予防特定施設入居者生活介護（第一百三十二条―第一百四十六条）

第二節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（第一百四十七条―第一百五十三条）

第十二章 介護予防福祉用具貸与

第一節 指定介護予防福祉用具貸与（第一百五十四条―第一百六十三条）

第二節 基準該当介護予防福祉用具貸与（第一百六十四条―第一百六十六条）

第十三章 指定特定介護予防福祉用具販売（第一百六十七条―第一百七十三条）

第十四章 雑則（第一百七十四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例十八号。以下「条例」という。）の施行について

必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

## 第二章 削除

第三条から第三十一条まで 削除

## 第三章 介護予防訪問入浴介護

### 第一節 指定介護予防訪問入浴介護

(従業者の基準)

第三十二条 介護予防訪問入浴介護従業者（条例第三十三条第一項の介護予防訪問入浴介護従業者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 看護職員（条例第三十三条第一項第一号の看護職員をいう。以下この章において同じ。） 一人以上

二 介護職員 一人以上

2 介護予防訪問入浴介護従業者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(文書の交付に代えて行う重要事項の提供の方法)

第三十二条の二 条例第三十五条の二第二項の規則で定める方法は、次項に定めるところにより、利用申込者又は当該利用申込者の家族の同意を得て、同項の重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を電子情報処理組織（指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と当該利用申込者又は当該利用申込者の家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供する方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又は当該利用申込者の家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて重要事項を送信し、当該利用申込者又は当該利用申込者の家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又は当該利用申込者の家族の閲覧に供し、当該利用申込者又は当該利用申込者の家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる電磁的記録媒体をもって作成するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項の方法により重要事項の提供をする場合においては、あらかじめ当該利用申込者又は当該利用申込者の家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による同意を得なければならない。

一 前項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

3 電磁的方法は、利用申込者又は当該利用申込者の家族が当該利用申込者又は当該利用申込者の家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第二項の同意を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該利用申込者又は当該利用申込者の家族から文書又は電磁的方法により重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又は当該利用申込者の家族に対し

、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又は当該利用申込者の家族が再び同項の同意をした場合は、この限りでない。

(利用料等)

第三十三条 条例第三十六条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行うために要した交通費

二 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

(事業の運営についての重要事項)

第三十四条 条例第四十一条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 サービスの利用に当たっての留意事項

七 緊急時等における対応方法

八 虐待の防止のための措置に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(記録)

第三十五条 条例第四十二条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

一 第三十六条の十一第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 条例第三十八条の二の規定による市町村への通知に係る記録

三 条例第四十一条の六第二項の規定による苦情の内容等の記録

四 条例第四十一条の七第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(その他運営に関する基準)

第三十六条 条例第四十四条の指定介護予防訪問入浴介護の事業の運営に関し必要な基準は、次条から第三十六条の十七までに定めるところによるものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第三十六条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合には、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第三十六条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者から指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、当該利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認するものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百十五条の三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第三十六条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第三十六条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）第三十条第九号のサービス担当者会議をいう。）等を通じて、当該利用者の心身の状況及び置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第三十六条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際し、利用者又は当該利用者の家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（介護予防サービス費の支給を受けるための援助）

第三十六条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又は当該利用申込者の家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

第三十六条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画（介護保険法施行規則第八十三条の九第一号ハ及びニに規定する計画を含む。次条及び第三十六条の十一第一項において同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第三十六条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第三十六条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又は当該利用者の家族から提示を求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第三十六条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場

合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対して提供しなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第三十六条の十二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第三十六条の十三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第三十六条の十三の二 条例第四十一条の三条第三項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第三十六条の十四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、条例第四十一条の重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(広告)

第三十六条の十五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(地域との連携等)

第三十六条の十六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、

提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

(会計の区分)

第三十六条の十七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第三十七条 削除

第二節 基準該当介護予防訪問入浴介護

(従業者の基準)

第三十八条 介護予防訪問入浴介護従業者（条例第四十五条第一項の介護予防訪問入浴介護従業者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 看護職員 一人以上

二 介護職員 一人以上

(その他運営に関する基準)

第三十九条 条例第四十九条の基準該当介護予防訪問入浴介護の事業の運営に関し必要な基準は、次条に定めるところによるものとする。

(準用)

第四十条 前節（第三十二条、第三十六条、第三十六条の七及び第三十七条を除く。）の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二から第三十四条（同条各号を除く。）までの規定中「条例」とあるのは「条例第四十八条において準用する条例」と、第三十六条の十一第一項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第三十六条の十二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第三十六条の十四第一項中「第四十一条」とあるのは「第四十八条において準用する第四十一条」と読み替えるものとする。

第四章 指定介護予防訪問看護

(従業者の基準)

第四十一条 指定介護予防訪問看護ステーションにおける看護師等の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 看護職員（条例第五十一条第一項第一号の看護職員をいう。以下この条において同じ。） 常勤換算方法で二・五以上となる員数

二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定介護予防訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

2 指定介護予防訪問看護を担当する医療機関における看護職員の員数は、適当数とする。

3 第一項第一号の看護職員のうち一人は、常勤でなければならない。

(利用料等)

第四十二条 条例第五十四条第三項の規則で定める費用は、利用者の選定により通常の実業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問看護を行う場合は、それに要した交通費とする。

(事業の運営についての重要事項)

第四十三条 条例第六十条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる

とおりとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の実業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

第四十三条の二 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(記録)

第四十四条 条例第六十一条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

- 一 条例第五十七条第二項に規定する主治の医師による指示の文書
- 二 介護予防訪問看護計画書
- 三 介護予防訪問看護報告書
- 四 第四十八条において準用する第三十六条の十一第二項の規定による具体的なサービスの内容等の記録
- 五 条例第六十二条において準用する条例第三十八条の二の規定による市町村への通知に係る記録
- 六 条例第六十二条において準用する条例第四十一条の六第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 七 条例第六十二条において準用する条例第四十一条の七第二項の規定による事故の状況及事故に際して採った処置の記録

(その他運営に関する基準)

第四十五条 条例第六十三条の指定介護予防訪問看護の事業の運営に関し必要な基準は、次条から第四十八条までに定めるところによるものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第四十六条 指定介護予防訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定介護予防訪問看護事業所の通常の実業の実施地域等を勘案し、当該利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問看護を提供することが困難であると認めた場合には、主治の医師及び当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第四十七条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の終了に際し、利用者

又は当該利用者の家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(準用)

第四十八条 第三十二条の二、第三十六条の三から第三十六条の五まで及び第三十六条の七から第三十六条の十七まで(第三十六条の十三を除く。)の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第六十二条において準用する条例」と、第三十六条の五中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第三十六条の十、第三十六条の十三の二及び第三十六条の十四第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、同項中「第四十一条」とあるのは「第六十条」と読み替えるものとする。

第五章 指定介護予防訪問リハビリテーション

(従業者の基準)

第四十八条の二 条例第六十五条第二項に定める介護予防訪問リハビリテーション従業者の員数の基準は、次のとおりとする。

一 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数

二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一以上

2 前項第一号の医師は、常勤でなければならない。

(利用料等)

第四十九条 条例第六十七条第三項の規則で定める費用の額は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費とする。

(事業の運営についての重要事項)

第五十条 条例第七十条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 虐待の防止のための措置に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(記録)

第五十一条 条例第七十一条第二項の規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

一 介護予防訪問リハビリテーション計画書

二 第五十三条において準用する第三十六条の十一第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 条例第七十二条において準用する条例第三十八条の二の規定による市町村への通知に係る記録

四 条例第七十二条において準用する条例第四十一条の六第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 条例第七十二条において準用する条例第四十一条の七第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(その他運営に関する基準)

第五十二条 条例第七十三条の指定介護予防訪問リハビリテーションの事業の運営に関し必要な基準は、次条に定めるところによるものとする。

(準用)

第五十三条 第三十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の五まで、第三十六条の七か



ら第三十六条の十四まで（第三十六条の十三を除く。）、第三十六条の十六、第三十六条の十七、第四十三条の二及び第四十七条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第七十二条において準用する条例」と、第三十六条の五中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第三十六条の十、第三十六条の十三の二及び第三十六条の十四第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士等」と、同項中「第四十一条」とあるのは「第七十条」と、第四十三条の二中「看護師等」とあるのは「理学療法士等」と読み替えるものとする。

## 第六章 指定介護予防居宅療養管理指導

（従業者の基準）

第五十四条 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所における薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の員数は、その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数とする。

（利用料等）

第五十五条 条例第七十七条第三項の規則で定める費用は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に要する交通費とする。

（情報提供又は助言の方法）

第五十六条 条例第七十九条第六項及び同条第十三項の規則で定める方法は、サービス担当者会議に参加することとする。

2 サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、前項の規定にかかわらず、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付することにより行うことができる。

（事業の運営についての重要事項）

第五十七条 条例第八十条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 虐待の防止のための措置に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（記録）

第五十八条 条例第八十一条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

- 一 第六十条において準用する第三十六条の十一第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 二 条例第八十二条において準用する条例第三十八条の二の規定による市町村への通知に係る記録
- 三 条例第八十二条において準用する条例第四十一条の六第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 四 条例第八十二条において準用する条例第四十一条の七第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

（その他運営に関する基準）

第五十九条 条例第八十三条の指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に関し必要な基準は、次条に定めるところによるものとする。

（準用）

第六十条 第三十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の五まで、第三十六条の八、第三十六条の十から第三十六条の十四まで（第三十六条の十三を除く。）、第三十六条の十六、第三十六条の十七、第四十三条の二及び第四十七条の規定は、指定介護予防居宅療養

管理指導の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第八十二条において準用する条例」と、第三十六条の五中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第三十六条の十、第三十六条の十三の二及び第三十六条の十四第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第三十六条の十中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十六条の十四第一項中「第四十一条」とあるのは「第八十条」と、第四十三條の二中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

## 第七章 削除

第六十一条から第七十三条まで 削除

## 第八章 指定介護予防通所リハビリテーション

(従業者の基準)

第七十四条 条例第百五条第一項第一号の規則で定める員数は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一人以上の数とする。

2 条例第百五条第一項第二号の規則で定める員数は、次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数とする。

一 指定介護予防通所リハビリテーションの単位（指定介護予防通所リハビリテーションであってその提供が同時に一人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。）ごとに、利用者（指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業及び指定通所リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者。以下この条及び次条において同じ。）の数が十人以下の場合には、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下この条において同じ。）若しくは介護職員の数が一以上確保されていること又は利用者の数が十人を超える場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

二 前号に掲げる人員のうち専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が百又はその端数を増すごとに一以上確保されていること。

3 前項の規定にかかわらず、指定介護予防通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数とすることができる。

一 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合には、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が一以上確保されていること又は利用者の数が十人を超える場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

二 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護予防通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに一年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、〇・一以上確保されること。

4 条例第百五条第一項第一号の医師は、常勤でなければならない。

(設備の基準)

第七十五条 条例第百六条第一項の専用の部屋等は、三平方メートルに利用定員（指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次条第四号において同じ。）を乗じた面積以上のものでなければならない。ただし、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（指定介護予防通所リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。

（利用料等）

第七十五条の二 条例第百六条の二第三項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。

- 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居宅する利用者に対して行う送迎に要する費用
  - 二 食事の提供に要する費用
  - 三 おむつ代
  - 四 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 2 前項第二号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百十九号）に定めるところによるものとする。

（事業の運営についての重要事項）

第七十六条 条例第百十一条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員
- 五 指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービスの利用に当たっての留意事項
- 八 非常災害対策
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（記録）

第七十七条 条例第百十三条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

- 一 介護予防通所リハビリテーション計画書
- 二 第八十条において準用する第三十六条の十一第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 条例第百十四条において準用する条例第三十八条の二の規定による市町村への通知に係る記録
- 四 条例第百十四条において準用する条例第四十一条の六第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 五 条例第百十四条において準用する条例第四十一条の七第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

（その他運営等に関する基準）

第七十八条 条例第百十五条の指定介護予防通所リハビリテーションの事業の運営及び指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関し必要な基準は、次条から第八十条に定めるところによるものとする。

（勤務体制の確保等）

第七十八条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（衛生管理等）

第七十八条の三 条例第百十二条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

二 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点）

第七十九条 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

一 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、条例第百九条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（準用）

第八十条 第三十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の五まで、第三十六条の七から第三十六条の九まで、第三十六条の十一、第三十六条の十二、第三十六条の十四、第三十六条の十六、第三十六条の十七及び第四十七条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第百十四条において準用する条例」と、第三十六条の五中「心身の状況」とあるのは「心身の

状況、病歴」と、第三十六条の十四第一項中「第四十一条」とあるのは「第百十一条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

## 第九章 介護予防短期入所生活介護

### 第一節 指定介護予防短期入所生活介護

(従業者の基準)

第八十一条 指定介護予防短期入所生活介護従業者（条例第百十七条第一項の介護予防短期入所生活介護従業者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 医師 一以上

二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者（条例第百十七条第一項の利用者をいう。以下この節において同じ。）の数が百又はその端数を増すごとに一以上

三 看護職員（条例第百十七条第一項第三号の看護職員をいう。以下この章において同じ。）又は介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上

四 栄養士 一以上

五 機能訓練指導員 一以上

六 調理員その他の従業者 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた  
適当数

2 前項の規定にかかわらず、特別養護老人ホームであって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき同項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数は、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三条）に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均数を用いるものとする。ただし、新規に指定介護予防短期入所生活介護事業所の指定を受ける場合にあっては、推定数によるものとする。

4 併設事業所及び介護医療院併設事業所（介護医療院に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該介護医療院と一体的に運営が行われるものをいう。次項、第六項、次条及び第八十二条第四項において同じ。）については、老人福祉法、医療法（昭和三十二年法律第二百五号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第百二十九条第四項に規定する特別養護老人ホーム等をいう。）として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 第一項第二号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。また、同項第三号の介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員（条例第百十七条第一項の利用定員をいう。以下この節において同じ。）が二十人未満である併設事業所又は介護医療院併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所又は介護医療院併設事業所にある場合は、当該併設事業所又は介護医療院併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。

7 第一項第五号の機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。

(介護医療院併設事業所の利用定員)

第八十一条の二 介護医療院併設事業所の場合であって、それらの利用定員の総数が二十人以上であるときは、条例百十九条第一項本文の規定にかかわらず、利用定員を二十人未満とすることができる。

(設備の基準)

第八十二条 条例第二百十条第一項の規則で定める建物は、二階建て又は平屋建てであって、次の各号のいずれかの要件を満たす指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物とする。

- 一 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
  - 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
    - イ 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町にあっては、市町長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第三百二十二条において準用する条例第百十一条の三第一項の計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
    - ロ 条例第三百二十二条において準用する条例第百十一条の三第二項の訓練については、同条第一項の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
    - ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 条例第二百十条第二項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物とする。
- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、火災の初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
  - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
  - 三 非常口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難を行うための経路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であって、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災時における円滑な避難が可能なものであること。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。
- 一 居室は、次に掲げる基準を満たすこと。
    - イ 居室の一室の定員は、四人以下とすること。
    - ロ 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。
    - ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災対策等について十分考慮すること。
  - 二 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際には当該食事の提供に支障のない広さを確保することができ、かつ、機能訓練を実施する際には当該機能訓練に支障がない広さを確保することができる場合にあつては、同一の場所とすることができる。
  - 三 浴室は、要支援者の入浴に適したものとすること。
  - 四 便所は、要支援者の使用に適したものとすること。
  - 五 洗面設備は、要支援者の使用に適したものとすること。
  - 六 廊下の幅は、一・八メートル以上（中廊下（廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。以下同じ。）にあっては二・七メートル以上）とすること。
  - 七 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

八 階段の傾斜を緩やかにすること。

九 居室等が二階以上の階にある場合にあっては、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

- 4 条例百二十条第三項の規定にかかわらず、介護医療院併設事業所にあっては、当該介護医療院併設事業所及び当該介護医療院併設事業所を併設する介護医療院（以下この項において「併設本体施設」という。）の効率的な運営が可能な場合であり、かつ、当該介護医療院併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の条例百二十条第三項各号（第一号を除く。）に掲げる設備を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができる。

（利用料等）

第八十三条 条例第百二十三条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。

一 食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成十二年厚生省告示第百二十三号。以下「特別な居室等の提供に係る基準」という。）に基づき利用者が選定する特別な居室の提供に伴い必要となる費用

四 特別な居室等の提供に係る基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供に伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）に定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、利用者が日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該利用者に負担させることが適当と認められるもの

- 2 条例第百二十三条第四項の規則で定める費用は、前項第一号から第四号までに掲げる費用とする。

- 3 前項の費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

（事業の運営についての重要事項）

第八十四条 条例第百二十九条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 利用定員（第八十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）

四 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

五 通常を送迎の実施地域

六 サービスの利用に当たっての留意事項

七 緊急時等における対応方法

八 非常災害対策

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第八十四条の二 条例第百三十条の二第二項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(利用者数)

第八十五条 条例第百三十条の規則で定める利用者数は、次に掲げるとおりとする。

一 第八十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

二 前号に該当しない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(記録)

第八十六条 条例第百三十一条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

一 介護予防短期入所生活介護計画

二 第九十四条において準用する第三十六条の十一第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 条例第百二十七条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 条例第百三十二条において準用する条例第三十八条の二の規定による市町村への通知に係る記録

五 条例第百三十二条において準用する条例第四十一条の六第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 条例第百三十二条において準用する条例第四十一条の七第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(その他運営等に関する基準)

第八十七条 条例第百三十三条の指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営及び指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関し必要な基準は、次条から第九十四条までに定めるところによるものとする。

(地域等との連携)

第八十八条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

(介護)

第八十九条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭（しき）しなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。



- 5 前各項に定めるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 7 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第九十条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好(し)好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を行うことを支援しなければならない。

(機能訓練)

第九十一条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(相談及び援助)

第九十二条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、当該利用者又は当該利用者の家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第九十三条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ、利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第九十四条 第三十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の五まで、第三十六条の七、第三十六条の八、第三十六条の十一、第三十六条の十二、第三十六条の十四から第三十六条の十七まで(第三十六条の十六第二項を除く。)及び第七十八条の二の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第百二十一条第二項において準用する条例」と、第三十六条の十四第一項中「第四十一条」とあるのは「第百二十九条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第七十八条の二第三項及び第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

## 第二節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護

(設備の基準)

第九十五条 条例第百三十六条第一項の規則で定める建物は、二階建て又は平屋建てであって、次の各号のいずれかの要件を満たすユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物とする。

- 一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
  - イ 当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第百四十一条において準用する条例第百三十二条において準用する条例第百十一条の三第一項の計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
  - ロ 条例第百四十一条において準用する条例第百三十二条において準用する条例第百十一条の三第二項の訓練については、同条第一項の計画に従い、昼間及び夜間にお

いて行うこと。

ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第百三十六条第二項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、火災の初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 非常口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難を行うための経路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であつて、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災時における円滑な避難が可能なものであること。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。

一 ユニットは、次のイからホまでに掲げるユニットに設けるべき設備の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める基準を満たすこと。

イ 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) 居室の一室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（条例第百四十条の利用者をいう。以下この条及び第九十二条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

(4) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災対策等について十分考慮すること。

ロ 共同生活室 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を備えること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) 各居室又は各共同生活室に適当数設けること。

(2) 要支援者の使用に適したものとすること。

ニ 便所 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) 各居室又は各共同生活室に適当数設けること。

(2) 要支援者の使用に適したものとすること。

ホ 浴室 要支援者の入浴に適したものとすること。

二 廊下の幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。

三 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

四 階段の傾斜を緩やかにすること。

五 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合にあっては、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

- 4 条例第百三十六条第三項の規定にかかわらず、介護医療院に併設されるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該介護医療院と一体的に運営が行われるもの（以下この項において「介護医療院併設ユニット型事業所」という。）にあっては、当該介護医療院併設ユニット型事業所及び当該介護医療院併設ユニット型事業所を併設する介護医療院（以下この項において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の条例第百三十六条第三項各号（第一号を除く。）に掲げる設備をユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができる。

（利用料等）

第九十六条 条例第百三十七条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。

- 一 食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
  - 二 滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）
  - 三 特別な居室等の提供に係る基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供に伴い必要となる費用
  - 四 特別な居室等の提供に係る基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供に伴い必要となる費用
  - 五 送迎に要する費用（指定介護予防サービスに要する費用の額に関する基準に定める場合を除く。）
  - 六 理美容代
  - 七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、利用者が日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該利用者に負担させることが相当と認められるもの
- 2 条例第百三十七条第四項の規則で定める費用は、前項第一号から第四号までに掲げる費用とする。
- 3 前項の費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

（事業の運営についての重要事項）

第九十七条 条例第百三十九条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員（第八十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）
- 四 ユニットの数及びユニットごとの利用定員（第八十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）
- 五 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

- 六 通常の送迎の実施地域
- 七 サービスの利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項  
(利用者数)

第九十八条 条例第四百十条第一項の規則で定める利用者数は、次に掲げるとおりとする。

- 一 第八十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 前号に該当しないユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数  
(その他運営等に関する基準)

第九十九条 条例第四百十二条のユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関し必要な基準は、次条から第四条までに定めるところによるものとする。  
(勤務体制の確保等)

第一百条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、次に掲げる職員配置を行わなければならない。

- 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者によって指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(介護)

第一百一条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事

を、利用者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、当該おむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対して、当該利用者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第二条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を行うことができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、当該利用者の意思を尊重しつつ、当該利用者が共同生活室で食事を行うことを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第三条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第四条 第八十一条の二、第八十六条、第八十八条、第九十一条、第九十二条及び第九十四条（第七十八条の二の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第八十六条（各号列記以外の部分及び第三号に限る。）中「条例」とあるのは「条例第百四十一条において準用する条例」と、第八十六条第二号中「第九十四条」とあるのは「第百四条において準用する第九十四条」と、第八十六条第四号から第六号までの規定中「条例第百三十二条」とあるのは「第百四十一条において準用する条例第百三十二条」と、第九十四条中「条例第百二十一条第二項において準用する条例」とあるのは「条例第百四十一条において準用する条例第百二十一条第二項において準用する条例」と、「第百二十九条」とあるのは「第百三十九条」と読み替えるものとする。

第三節 共生型介護予防短期入所生活介護

(居室の面積等)

第百四条の二 条例第百四十二条の二の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 指定短期入所事業所の居室の面積 指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上であること。
- 二 指定短期入所事業所の従業者の員数 当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- 三 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第百四条の三 第三十六条の二から第三十六条の五まで、第三十六条の七、第三十六条の八、第三十六条の十一、第三十六条の十二、第三十六条の十四から第三十六条の十七まで(第三十六条の十六第二項を除く。)、第七十八条の二、第八十三条から第八十六条まで及び第八十八条から第九十三条までの規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十六条の十四第一項中「条例第四十一条」とあるのは「条例第百二十九条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)と、第七十八条の二第三項及び第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第八十四条の二第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第八十六条第一項第二号中「第九十四条において準用する第三十六条の十一第二項」とあるのは「第三十六条の十一第二項」と、同項第四号中「条例第百三十二条において準用する条例第三十八条の二」とあるのは「条例第百四十二条の三において準用する条例第三十八条の二」と、同項第五号中「条例第百三十二条において準用する条例第四十一条の六第二項」とあるのは「条例第百四十二条の三において準用する条例第四十一条の六第二項」と、同項第六号中「条例第百三十二条において準用する条例第四十一条の七第二項」とあるのは「条例第百四十二条の三において準用する条例第四十一条の七第二項」と読み替えるものとする。

第四節 基準該当介護予防短期入所生活介護

(従業者の基準)

第百五条 介護予防短期入所生活介護従業者(条例第百四十四条第一項の介護予防短期入所生活介護従業者をいう。以下この節において同じ。)の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 生活相談員 一以上
  - 二 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者(条例第百四十六条第一項の利用者をいう。以下この条において同じ。)の数が三又はその端数を増すごとに一以上
  - 三 栄養士 一以上
  - 四 機能訓練指導員 一以上
  - 五 調理員その他の従業者 当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適當数
- 2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均数を用いるものとする。ただし、新規に基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合にあっては、推定数によるものとする。
  - 3 第一項第四号の機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。
  - 4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定介護予防

認知症対応型通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

(設備の基準)

第百六条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。

一 居室は、次に掲げる基準を満たすこと。

イ 居室の一室の定員は、四人以下とすること。

ロ 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上とすること。

ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災対策等に十分考慮すること。

二 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員（条例第百四十六条第一項の利用定員をいう。）を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際には当該食事の提供に支障がない広さを確保することができ、かつ、機能訓練を実施する際には当該機能訓練の実施に支障がない広さを確保することができる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

三 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

四 便所は、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

五 洗面所は、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

六 廊下の幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものとすること。

(その他運営等に関する基準)

第百七条 条例第百四十九条の基準該当介護予防短期入所生活介護の事業の運営及び基準該当介護予防短期入所生活介護に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関し必要な基準は、次条及び第百九条に定めるところによるものとする。

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との連携)

第百八条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(準用)

第百九条 第三十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の五まで、第三十六条の八、第三十六条の十一、第三十六条の十二、第三十六条の十四から第三十六条の十七まで（第三十六条の十六第二項を除く。）、第七十八条の二、第八十三条から第八十六条まで及び第八十八条から第九十三条までの規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第百四十八条において準用する条例第百二十一条第二項において準用する条例」と、第三十六条の十一第一項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第三十六条の十二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第三十六条の十四第一項中「条例第四十一条」とあるのは「条例第百四十八条において準用する条例第百二十九条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第七十八条の二第三項及び第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第八十三条から第八十六条（各号列記以外の部分及び第三号に限る。）までの規定中「条例」とあるのは「条例第百四十八条において準用する条例」と、第八十六条第二号中「第九十四条」とあるのは「第百九条」と、第八十六条第四号から第六号までの規定中「第百三十二条」とあるのは「第百四十八条」と読み替えるものとする。

第十章 介護予防短期入所療養介護

第一節 指定介護予防短期入所療養介護

(従業者の基準)

第百十条 条例第百五十一条第一項第一号に掲げる介護予防短期入所療養介護従業者の員数は、それぞれ利用者（条例第百六十条第一項の利用者をいう。以下この条及び第百十五条において同じ。）を介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

2 条例第百五十一条第一項第二号に掲げる介護予防短期入所療養介護従業者の員数は、それぞれ利用者を指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

3 条例第百五十一条第一項第三号に掲げる介護予防短期入所療養介護従業者の員数は、それぞれ平成十八年旧介護保険法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

4 条例第百五十一条第一項第四号に掲げる介護予防短期入所療養介護従業者の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護職員（同項第一号の看護職員をいう。第百二十七条第二項において同じ。）又は介護職員を一人以上配置することとする。

5 条例第百五十一条第一項第五号に掲げる介護予防短期入所療養介護従業者の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

（設備の基準）

第百十一条 条例第百五十二条第一項第四号の病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートル以上とする。

（利用料等）

第百十二条 条例第百五十四条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。

一 食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

三 特別な居室等の提供に係る基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供に伴い必要となる費用

四 特別な居室等の提供に係る基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供に伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第百五十四条第四項の規則で定める費用は、前項第一号から第四号までに掲げる費用とする。

3 前項の費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関す



る指針に定めるところによるものとする。

(療法等及び医薬品)

第百十三条 条例第百五十七条第六項の規則で定めるものは、厚生労働大臣が定める療法等（平成十二年厚生省告示第百二十四号）に定めるものとする。

2 条例第百五十七条第七項の規則で定める医薬品は、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（平成十二年厚生省告示第百二十五号）に定めるものとする。

(事業の運営についての重要事項)

第百十四条 条例第百五十九条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 通常の送迎の実施地域
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(利用者数)

第百十五条 条例第百六十条の規則で定める利用者数は、次に掲げるとおりとする。

- 一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数
- 三 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数
- 四 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(記録)

第百十六条 条例第百六十一条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

- 一 介護予防短期入所療養介護計画
- 二 第百二十二条において準用する第三十六条の十一第二項の規定による具体的なサービスの内容等の記録
- 三 条例第百五十八条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 条例第百六十二条において準用する条例第三十八条の二の規定による市町村への通知に係る記録
- 五 条例第百六十二条において準用する条例第四十一条の六第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 六 条例第百六十二条において準用する条例第四十一条の七第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(その他運営等に関する基準)

第百十七条 条例第百六十三条の指定介護予防短期入所療養介護の事業の運営及び指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関し必要な基準

は、次条から第二百二十二条までに定めるところによるものとする。

(機能訓練)

第百十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第百十九条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 6 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第百二十条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して、食堂で食事が行われるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第百二十一条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、必要に応じ、利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第百二十二条 第三十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の五まで、第三十六条の七、第三十六条の八、第三十六条の十一、第三十六条の十二、第三十六条の十四、第三十六条の十六(第二項を除く。)、第三十六条の十七、第七十八条の二、第七十八条の三及び第八十二条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第百六十二条において準用する条例第百二十一条第二項において準用する条例」と、第三十六条の十四第一項中「第四十一条」とあるのは「第百五十九条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第七十八条の二第三項及び第四項並びに第七十八条の三第一号及び第三号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第二節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護

(利用料等)

第百二十三条 条例第百六十七条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。

- 一 食事の提供に要する費用(法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第

二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

二 滞在に要する費用(法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)

三 特別な居室等の提供に係る基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供に伴い必要となる費用

四 特別な居室等の提供に係る基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供に伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用(指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定める場合を除く。)

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第百六十七条第四項の規則で定める費用は、前項第一号から第四号までに掲げる費用とする。

3 前項の費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

(事業の運営についての重要事項)

第二百二十四条 条例第百六十九条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

四 通常送迎の実施地域

五 施設の利用に当たっての留意事項

六 非常災害対策

七 虐待の防止のための措置に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(利用者数)

第二百五条 条例第百七十条の規則で定める利用者数は、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

二 ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

三 ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(その他運営等に関する基準)

第二百二十六条 条例第百七十二条のユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の運営及びユニット型指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関し必要な基準は、次条から第三十一条までに定めるところによるものとする。

(勤務体制の確保等)

第二百七条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、次に掲げる職員配置を行わなければならない。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第二百八条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、当該利用者の病状及び心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、当該おむつを適切に取り替えなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対して、当該利用者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第二百二十九条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じて、できる限り自立して食事を行うことができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、当該利用者の意思を尊重しつつ、当該利用者が共同生活室で食事を行うことを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第三百十条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、当該利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第三百十一条 第十三条、第十六条、第十八条及び第二十二条（第七十八条の二の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第十六条（各号列記以外の部分及び第三号に限る。）中「条例」とあるのは「条例第七十一条において準用する条例」と、第十六条第二号中「第二十二条」とあるのは「第三十一条において準用する第二十二条」と、第十六条第四号から第六号までの規定中「条例第六十二条」とあるのは「条例第七十一条において準用する条例第六十二条」と、第二十二条中「条例第六十二条において準用する条例第二十一条第二項において準用する条例」とあるのは「条例第七十一条において準用する条例第六十二条において準用する条例第二十一条第二項において準用する条例」と、「第五十九条」とあるのは「第六十九条」と読み替えるものとする。

## 第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護

### 第一節 指定介護予防特定施設入居者生活介護

(従業者の基準)

第三百十二条 介護予防特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上

二 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）及び介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、介護予防サービスの利用者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ 看護職員の数は、次に掲げるとおりとすること。

(1) 利用者の数が三十を超えない指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、一以上

(2) 利用者の数が三十を超える指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、一に利用者の数が三十を超え五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ハ 常に一人以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。

三 機能訓練指導員 一人以上

四 計画作成担当者 一人以上（利用者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

- 2 前項の規定にかかわらず、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、介護予防特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
  - 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「居宅サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が百又はその端数を増すごとに一以上
  - 二 看護職員及び介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数
    - イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
    - ロ 看護職員の数は、総利用者数が三十を超えない指定介護予防特定施設にあっては常勤換算方法で一以上、総利用者数が三十を超える指定介護予防特定施設にあっては常勤換算方法で一に総利用者数が三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上であること。
    - ハ 常に一人以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。
  - 三 機能訓練指導員 一人以上
  - 四 計画作成担当者 一人以上（総利用者数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）
- 3 前二項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均数を用いるものとする。ただし、新規に指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を受ける場合にあっては、推定数によるものとする。
- 4 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第一項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち一人以上及び介護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第一項第三号又は第二項第三号の機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができる。
- 7 第一項第四号又は第二項第四号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画（第二項の場合にあっては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに相当と認められるものとする。ただし、利用者（第二項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる。
- 8 第二項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか一人が常勤であれば足りるものとする。

（設備の基準）

第百三十三条 条例第百七十六条第二項の規則で定める建物は、木造かつ平屋建てであって、次の各号のいずれかの要件を満たす指定介護予防特定施設の建物とする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等

火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、火災の初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 非常口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難を行うための経路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であって、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災時における円滑な避難が可能なものであること。

2 指定介護予防特定施設の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。

一 介護居室は、次に掲げる基準を満たすこと。

イ 居室の一室の定員は、一人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ハ 地階に設けないこと。

ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

二 一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。

三 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

四 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

五 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

六 機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを備えること。

七 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間及び構造を有すること。

3 前二項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の定めるところによる。

（利用料等）

第一百三十四条 条例第七十九条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。

一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

二 おむつ代

三 前二号に掲げるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担させることが適当と認められるもの

（事業の運営についての重要事項）

第一百三十五条 条例第八十四条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 事業の目的及び運営の方針

二 介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員及び居室数

四 指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

五 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続

六 施設の利用に当たっての留意事項

七 緊急時等における対応方法

八 非常災害対策

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（記録）

第一百三十六条 条例第八十五条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

- 一 介護予防特定施設サービス計画
- 二 第四百十条第三項の規定による結果等の記録
- 三 条例第百八十六条において準用する条例第三十八条の二の規定による市町村への通知に係る記録
- 四 条例第百八十六条において準用する条例第四十一条の六第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 五 条例第百八十六条において準用する条例第四十一条の七第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録  
(その他運営等に関する基準)

第百三十七条 条例第百八十七条の指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の運営及び指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関し必要な基準は、次条から第四百十六号までに定めるところによるものとする。

第百三十八条 削除  
(サービスの提供の記録)

第百三十九条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定介護予防特定施設の名称を、指定介護予防特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。  
(勤務体制の確保等)

第四百十条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業員の勤務体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設の従業員によって指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。  
(協力医療機関等)

第四百十一条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定特定施設入居者生活介護事業者との間で利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）を定めておかななければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当



該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者との間で利用者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。)を定めておくよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第百四十二条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(介護)

第百四十三条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、一週間に二回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 前三項に定めるほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(相談及び援助)

第百四十四条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は当該利用者の家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

(利用者の家族との連携等)

第百四十五条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とは当該利用者の家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(準用)

第百四十六条 第三十二条の二、第三十六条の三、第三十六条の四、第三十六条の十二、第三十六条の十四から第三十六条の十七まで(第三十六条の十六を除く。)、第八十四条の二及び第九十一条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第一百七十七条第四項において準用する条例」と、第三十六条の十四第一項中「第四十一条」とあるのは「第八十四条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第八十四条の二中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

## 第二節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

(従業者の基準)

第百四十七条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一以上
- 二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上
- 三 計画作成担当者 一人以上(利用者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)

2 前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されて

いる場合にあつては、外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「居宅サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が百又はその端数を増すごとに一以上
  - 二 介護職員 常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数が十又はその端数を増すごとに一以上及び利用者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上であること。
  - 三 計画作成担当者 一人以上（総利用者数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）
- 3 前二項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均数を用いるものとする。ただし、新規に外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。
  - 4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に一人以上の指定介護予防特定施設の従業者（外部サービス利用型介護予防特定施設従業者を含む。）を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあつては、この限りでない。
  - 5 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者（第二項の場合にあつては、利用者及び居宅サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該介護予防特定施設における他の職務に従事することができる。
  - 6 第一項第三号又は第二項第三号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、介護予防特定施設サービス計画（第二項の場合にあつては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに相当と認められるものとし、そのうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者（第二項の場合にあつては、利用者及び居宅サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる。

（設備の基準）

第百四十八条 条例第百九十二条第一項の規則で定める建物は、木造かつ平屋建てであつて、次の各号のいずれかの要件を満たす指定介護予防特定施設の建物とする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、火災の初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
  - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
  - 三 非常口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難を行うための経路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であつて、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災時における円滑な避難が可能なものであること。
- 2 条例第百九十二条第二項の規則で定める面積は、二十五平方メートルとする。
  - 3 指定介護予防特定施設の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。
    - 一 居室は、次に掲げる基準を満たすこと。
      - イ 居室の一室の定員は、一人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
      - ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。
      - ハ 地階に設けないこと。
      - ニ 一以上の出入り口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
      - ホ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。
    - 二 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

- 三 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。
  - 四 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
  - 五 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間及び構造を有すること。
- 4 前三項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。

(事業の運営についての重要事項)

第四百九条 条例第九十四条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員及び居室数
- 四 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業所の名称及び所在地
- 六 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
- 七 施設の利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(記録)

第五百十条 条例第九十六条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

- 一 介護予防特定施設サービス計画
- 二 第五百十二条第二項の規定による受託介護予防サービス事業者から受けた報告の記録
- 三 条例第九十五条第八項の規定による結果等の記録
- 四 条例第九十七条において準用する条例第三十八条の二の規定による市町村への通知に係る記録
- 五 条例第九十七条において準用する条例第四十一条の六第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 六 条例第九十七条において準用する条例第四十一条の七第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
- 七 第五百十三条において準用する第三百三十三条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 八 条例第九十七条において準用する条例第八十三条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 九 第五百十三条において準用する第四百十条第三項の規定による結果等の記録  
(その他運営等に関する基準)

第五百十一条 条例第九十八条の外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の運営及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関し必要な基準は、次条及び第五百十三条に定めるところによるものとする。

(受託介護予防サービスの提供)

第五百十二条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者により、適切かつ円滑に受託介護予防サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サ

サービス事業者が受託介護予防サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(準用)

第百五十三条 第三十二条の二、第三十六条の三、第三十六条の四、第三十六条の十二、第三十六条の十四から第三十六条の十七まで(第三十六条の十六を除く。)、第八十四条の二、第百三十四条、第百三十九条から第百四十二条まで、第百四十四条及び第百四十五条の規定は、外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二中「条例」とあるのは「条例第百九十三条第四項において準用する条例」と、第三十六条の十四第一項中「第四十一条」とあるのは「第百九十四条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第三十六条の十五中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第八十四条の二中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第百三十四条中「条例」とあるのは「条例第百九十七条において準用する条例」と、第百三十九条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第百四十条第一項、第二項、第三項及び第五項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

第十二章 介護予防福祉用具貸与

第一節 指定介護予防福祉用具貸与

(従業者の基準)

第百五十四条 条例第二百条第一項の規則で定める員数は、常勤換算方法で二以上とする。

(設備の基準)

第百五十五条 指定介護予防福祉用具貸与事業所の設備に関し必要な基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 福祉用具の保管のために必要な設備は、清潔であり、かつ、既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。
- 二 福祉用具の消毒のために必要な器材は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

(利用料等)

第百五十六条 条例第二百三条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。

- 一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費
- 二 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

(事業の運営についての重要事項)

第百五十七条 条例第二百七条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 虐待の防止のための措置に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(記録)

第百五十八条 条例第二百九条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

- 一 第百六十三条において準用する第三十六条の十一第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 二 条例第二百八条第四項の規定による結果等の記録

三 条例第二百十条において準用する条例第三十八条の二の規定による市町村への通知に係る記録

四 条例第二百十条において準用する条例第四十一条の六第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 条例第二百十条において準用する条例第四十一条の七第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

六 介護予防福祉用具貸与計画

(その他運営に関する基準)

第百五十九条 条例第二百十一条の指定介護予防福祉用具貸与の事業の運営に関し必要な基準は、次条から第百六十三条までに定めるところによるものとする。

(適切な研修の機会の確保)

第百六十条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研さんに励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。

(福祉用具の取扱種目)

第百六十一条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(衛生管理等)

第百六十一条の二 条例第二百八条条第六項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

一 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示及び目録の備え付け)

第百六十二条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(準用)

第百六十三条 第三十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の十二まで、第三十六条の十五から第三十六条の十七まで並びに第七十八条の二（第三項を除く。）の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第二百十条において準用する条例」と、第三十六条の二中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第三十六条の六第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第三十六条の十中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十六条の十一第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及

び終了日並びに種目及び品名」と、第三十六条の十二中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第七十八条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

#### 第二節 基準該当介護予防福祉用具貸与

(従業者の基準)

第六十四条 条例第二百十二条第一項の規則で定める員数は、常勤換算方法で二以上とする。

(その他運営に関する基準)

第六十五条 条例第二百十四条の基準該当介護予防福祉用具貸与の事業の運営に関し必要な基準は、次条に定めるところによるものとする。

(準用)

第六十六条 第三十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の六まで、第三十六条の八から第三十六条の十二まで、第三十六条の十三の二、第三十六条の十五から第三十六条の十七まで、第七十八条の二(第三項を除く。)、第一百五十五条から第五十八条まで及び第六十条から第六十二条までの規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第二百十三条において準用する条例」と、第三十六条の二中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第三十六条の六第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第三十六条の十及び第三十六条の十三の二中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第三十六条の十中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十六条の十一第一項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第三十六条の十二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第七十八条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第一百五十六条から第五十八条(同条各号列記以外の部分及び第二号に限る。)までの規定中「条例」とあるのは「条例第二百十三条において準用する条例」と、第五十八条第一号中「第六十三条」とあるのは「第六十六条」と、第五十八条第三号から第五号までの規定中「第二百十条」とあるのは「第二百十三条」と読み替えるものとする。

#### 第十三章 指定特定介護予防福祉用具販売

(従業者の基準)

第六十七条 条例第二百十六条第一項の規則で定める員数は、常勤換算方法で二以上とする。

(利用料等)

第六十八条 条例第二百十九条第二項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。

- 一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費
- 二 特定介護予防福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用  
(記録)

第六十九条 条例第二百二十三条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

- 一 第七十一条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 二 条例第二百二十四条において準用する条例第三十八条の二の規定による市町村への通知に係る記録
- 三 条例第二百二十四条において準用する条例第四十一条の六第二項の規定による苦情

の内容等の記録

四 条例第二百二十四条において準用する条例第四十一条の七第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

五 特定介護予防福祉用具販売計画

(その他運営に関する基準)

第一百七十条 条例第二百二十五条の指定特定介護予防福祉用具販売の事業の運営に関し必要な基準は、次条から第一百七十三条までに定めるところによるものとする。

(サービス提供の記録)

第一百七十一条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対して提供しなければならない。

(保険給付の申請に必要となる書類等の交付)

第一百七十二条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。

一 当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称

二 販売した特定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書

三 領収書

四 当該特定介護予防福祉用具のパンフレットその他の当該特定介護予防福祉用具の概要

(準用)

第一百七十三条 第三十二条の二、第三十六条の二から第三十六条の六まで、第三十六条の八から第三十六条の十まで、第三十六条の十五から第三十六条の十七まで、第七十八条の二(第三項を除く。)、第五十七条及び第六十条から第六十二条までの規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二第一項中「条例」とあるのは「条例第二百二十四条において準用する条例」と、第三十六条の二中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第三十六条の六第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第三十六条の十中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第七十八条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第五十七条中「条例」とあるのは「条例第二百二十四条において準用する条例」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第六十条及び第六十一条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と読み替えるものとする。

#### 第十四章 雑則

(電磁的記録)

第一百七十四条 条例第二百二十六条第一項の規則で定める規定は、第三十六条の三第一項(第四十条、第四十八条、第五十三条、第六十条、第八十条、第九十四条(第四百条において準用する場合を含む。))、第九十九条、第二百二十二条(第三百十一条において準用する場合を含む。))、第四百六条、第五十三条、第六十三条、第六十六条及び第七十三条において準用する場合を含む。)及び第三百九条第一項(第五十三条において準用する場合を含む。)とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護に関する経過措置)

2 条例附則第八項の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおり

とする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
  - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - 三 ユニット部分（条例附則第三項のユニット部分をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）の利用定員（第九十五条第三項第一号の利用定員をいう。次号において同じ。）及びそれ以外の部分の利用定員（条例第百十七条第一項の利用定員をいう。次号において同じ。）（第八十一条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホーム（三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第十三号）附則第六項に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。次号において同じ。）である場合を除く。）
  - 四 ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの利用定員（第八十一条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）
  - 五 ユニット部分の利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
  - 六 ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
  - 七 通常の送迎の実施地域
  - 八 サービスの利用に当たっての留意事項
  - 九 緊急時等における対応方法
  - 十 非常災害対策
  - 十一 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項
- 3 条例附則第十一項の一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営及び一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関し必要な基準は、次項から第八項までに定めるところによるものとする。
- 4 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第百条に、それ以外の部分にあつては第九十四条において準用する第六十二条に定めるところによる。
- 5 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の介護は、ユニット部分にあつては第百一条に、それ以外の部分にあつては第八十九条に定めるところによる。
- 6 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の食事は、ユニット部分にあつては第百二条に、それ以外の部分にあつては第九十条に定めるところによる。
- 7 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては第百三条に、それ以外の部分にあつては第九十三条に定めるところによる。
- 8 第八十六条、第八十八条、第九十一条、第九十二条及び第九十四条（第六十七条の準用に係る部分を除く。）の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に準用する。この場合において、第八十六条（各号列記以外の部分及び第三号に限る。）中「条例」とあるのは「条例附則第十項において準用する条例」と、同条第二号中「第九十四条」とあるのは「附則第八項において準用する第九十四条」と、第八十六条第四号から第六号までの規定中「条例第百三十二条」とあるのは「条例附則第十項において準用する条例第百三十二条」と、第九十四条中「条例第百二十一条第二項において準用する条例」とあるのは「条例附則第十項において準用する条例第百二十一条第二項において準用する条例」と、「第百二十九条」とあるのは「附則第八項」と読み替えるものとする。
- （一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護に関する経過措置）
- 9 条例附則第十九項の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。
- 一 事業の目的及び運営の方針



- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - 三 ユニット部分（条例附則第十三項のユニット部分をいう。以下この項から第十四項において同じ。）の利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
  - 四 ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
  - 五 通常の見送の実施地域
  - 六 施設の利用に当たっての留意事項
  - 七 非常災害対策
  - 八 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項
- 10 条例附則第二十二項の一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の運営及び一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関し必要な基準は、次項から附則第十五項までに定めるところによるものとする。
  - 11 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第二百二十七条に、それ以外の部分にあつては第二百二十二条において準用する第六十七条に定めるところによる。
  - 12 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の看護及び医学的管理の下における介護は、ユニット部分にあつては第二百二十八条に、それ以外の部分にあつては第一百九十九条に定めるところによる。
  - 13 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の食事は、ユニット部分にあつては第二百二十九条に、それ以外の部分にあつては第二百二十条に定めるところによる。
  - 14 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては第三百十条に、それ以外の部分にあつては第二百二十一条に定めるところによる。
  - 15 第十三条、第十六条、第十八条及び第二百二十二条（第六十七条の準用に係る部分を除く。）の規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第十三条中「条例」とあるのは「条例附則第二十一項において準用する条例」と、第十六条（各号列記以外の部分及び第三号に限る。）中「条例」とあるのは「条例附則第二十一項において準用する条例」と、同条第二号中「第二百二十二条」とあるのは「附則第十五項において準用する第二百二十二条」と、第十六条第四号から第六号までの規定中「条例第六十二条」とあるのは「条例附則第二十一項において準用する条例第六十二条」と、第二百二十二条中「第六十二条において準用する条例第五十九条」とあるのは「附則第十九項」と読み替えるものとする。  
（その他の経過措置）
  - 16 三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年三重県規則第五十九号）附則第十六項の規定の適用を受けている指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業及び指定短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第八十二条第三項第一号イ及びロ、同項第二号（ただし書を除く。）並びに同条第六号から第九号までの規定は適用しない。  
附 則（平成二十七年三月三十一日三重県規則第四十三号）

改正 平成二八年 三月二二日三重県規則第  
二七号

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、公布の日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下この項において「整備法」という。）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定（整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下この項及び附則第四項において「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護（次項において「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、この規則（第一条及び附則第七項を除く。）による改正前の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（以下「旧規則」という。）第三条から第三十一条までの規定は、なおその効力を有する。

注 右の附則第二項により、旧規則中なおその効力を有する部分  
(従業者の基準)

第三条 条例第五条第一項の規則で定める員数は、常勤換算方法（事業所の当該従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、二・五以上とする。

2 条例第五条第二項の規則で定める員数は、利用者（当該指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者（三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十四号。以下この項及び第六十一条第一項第三号において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業及び指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者をいう。以下この条において同じ。）の数が四十又はその端数を増すごとに一人以上とする。この場合において、利用者の数に応じ常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前三月の平均数を用いるものとする。ただし、新規に指定介護予防訪問介護の指定を受ける場合にあつては、推定数によるものとする。

4 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一人以上とすることができる。

5 条例第五条第三項の規定で定める者は、厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成二十四年厚生労働省告示第百十八号）に定める者とする。

6 条例第五条第三項の規則で定める事業所は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この項において「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）とする。

(文書の交付に代えて行う重要事項の提供の方法)

第四条 条例第八条第二項の規則で定める方法は、次項に定めるところにより、利用申込者又は当該利用申込者の家族の同意を得て、同項の重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を電子情報処理組織（指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該利用申込者又は当該利用申込者の家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供する方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又は当該利用申込者の家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて重要事項を送信し、当該利用申込者又は当該利用申込者の家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又は当該利用申込者の家族の閲覧に供し、当該利用申込者又は当該利用申込者の家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる電磁的記録媒体をもって作成するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項の方法により重要事項の提供をする場合においては、あらかじめ当該利用申込者又は当該利用申込者の家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による同意を得なければならない。

一 前項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

3 電磁的方法は、利用申込者又は当該利用申込者の家族が当該利用申込者又は当該利用申込者の家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第二項の同意を得た指定介護予防訪問介護事業者は、当該利用申込者又は当該利用申込者の家族から文書又は電磁的方法により重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又は当該利用申込者の家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又は当該利用申込者の家族が再び同項の同意をした場合は、この限りでない。

（利用料等）

第五条 条例第十条第三項の規則に定める費用は、利用者の選定により通常の事業の実施地域（当該事業を行う者が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護を行う場合は、それに要した交通費とする。

（サービス提供責任者の業務）

第六条 条例第十六条第三項の規則で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

一 指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。

二 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。

三 サービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号のサービス担当者会議をいう。以下同じ。）への出席等介護予防支援

事業者等との連携を関すること。

四 訪問介護員等（条例第第五条第一項の訪問介護員等をいう。以下この節において同じ。）（同条第二項のサービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

六 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。

七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

八 前各号に掲げるもののほか、サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（事業の運営についての重要事項）

第七条 条例第十七条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定介護予防訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 緊急時等における対応方法

七 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（記録）

第八条 条例第二十四条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

一 介護予防訪問介護計画

二 第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 条例第十四条の規定による市町村への通知に係る記録

四 条例第二十二条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 条例第二十三条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

（その他運営等に関する基準）

第九条 条例第二十五条の指定介護予防訪問介護の事業の運営及び指定介護予防訪問介護に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関し必要な基準は、次条から第二十七条までに定めるところによるものとする。

（サービス提供困難時の対応）

第十条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し水から適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であると認められた場合には、当該利用申込者に係る支援予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者から指定介護予防訪問介護の提供を求められた場合は、当該利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認するものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百十五条の三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問介護を提供するように努めなければならない。

（要支援認定の申請に係る援助）

第十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行

われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況及び置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

第十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の終了に際し、利用者又は当該利用者の家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（介護予防サービス費の支給を受けるための援助）

第十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又は当該利用申込者の家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

第十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画（介護保険法施行規則第八十三条の九第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第十八条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又は当該利用者の家族から提示を求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第十九条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場

合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対して提供しなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第二十条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(介護等の総合的な提供)

第二十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事等を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第二十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護を提供できるよう、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(掲示)

第二十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、条例第十七条の重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(広告)

第二十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(地域との連携)

第二十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(会計の区分)

第二十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点)

第二十七条 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第三十条第七号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定介護予防訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

二 指定介護予防訪問介護事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族及び地域の住民による自主的な取組等による支援並びに他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

(従業者の基準)

第二十八条 条例第二十六条第一項の規則で定める員数は、三人以上とする。

2 条例第二十六条第二項の規則で定める員数は、一人以上とする。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第二十九条 条例第二十九条第一項の規則で定める場合は、訪問介護員等（条例第二十六条第一項の訪問介護員等をいう。以下この条において同じ。）の同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護が次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 当該介護予防訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定介護予防訪問介護のみによっては必要な介護予防訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合

二 当該介護予防訪問介護が、法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者又は法第五十九条第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援の事業者を行う者の作成する介護予防サービス計画に基づいて提供される場合

三 当該介護予防訪問介護が、条例第二十六条第二項のサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

四 当該介護予防訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合

五 当該介護予防訪問介護を提供する訪問介護員等の当該介護予防訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が介護予防訪問介護に従事する時間の合計のおおむね二分の一を超えない場合

(その他運営等に関する基準)

第三十条 条例第三十一条の基準該当介護予防訪問介護の事業の運営及び基準該当介護予防訪問介護に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関し必要な基準は、次条に定めるところによるものとする。

(準用)

第三十一条 第四条から第八条まで、第十条から第十四条まで、第十六条から第二十条まで及び第二十二条から第二十七条までの規定は、基準該当介護予防訪問介護の事業について準用する。この場合において、第四条から第八条まで（第六条第四号を除く。）の規定中「条例」とあるのは「条例第三十条において準用する条例」と、第六条第四号中「第五条第一項」とあるのは「第二十六条第一項」と、第十九条第一項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払いを受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と読み替えるものとする。

3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規則第三条第二項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第二項	指定訪問介護事業者（三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十四号。以下この項及び第六十一条第	法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める
--------	--	--

	<p>一項第三号において「指定居宅サービス等基準条例」という。) 第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)</p>	<p>条例の一部を改正する条例(平成二十七年三重県条例第四十一号。以下この項、第六十一条第一項第三号及び第七十条第一項第三号において「改正条例」という。) 附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正条例による改正前の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(第六十一条第一項第三号及び第七十条第一項第三号において「旧条例」という。) 第四条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町が定めるものに限る。)に係る指定事業者</p>
	<p>指定訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業</p>	<p>当該第一号訪問事業</p>
	<p>指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護</p>	<p>指定介護予防訪問介護又は当該第一号訪問事業</p>

(介護予防通所介護に関する経過措置)

- 4 旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護(以下「旧指定介護予防通所介護」という。)又は法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。)については、旧規則第四条(第六十九条及び第七十三条において準用する場合に限る。)、第十条から第十四条まで(第六十九条及び第七十三条において準用する場合に限る。)、第十五条(第六十九条において準用する場合に限る。)、第十六条及び第十七条(第六十九条及び第七十三条において準用する場合に限る。)、第十九条及び第二十条(第六十九条及び第七十三条において準用する場合に限る。)、第二十三条から第二十六条まで(第六十九条及び第七十三条において準用する場合に限る。)、第六十一条から第七十三条まで、第百五条第四項及び第百八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第六十一条第一項第三号中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)」とあるのは「指定通所介護事業者をいう。又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この項において「指定地域密着型サービス基準」という。) 第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)」と、「指定通所介護をいう。以下同じ。)」とあるのは「指定通所介護をいう。又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下この項において「指定通所介護等」という。)」と、「又は指定通所介護」とあるのは「又は指定通所介護等」とする。

注 右の附則第四項により、旧規則中なおその効力を有する部分  
(文書の交付に代えて行う重要事項の提供の方法)

第四条 条例第八条第二項の規則で定める方法は、次項に定めるところにより、利用



申込者又は当該利用申込者の家族の同意を得て、同項の重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を電子情報処理組織（指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該利用申込者又は当該利用申込者の家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供する方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又は当該利用申込者の家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて重要事項を送信し、当該利用申込者又は当該利用申込者の家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又は当該利用申込者の家族の閲覧に供し、当該利用申込者又は当該利用申込者の家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる電磁的記録媒体をもって作成するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項の方法により重要事項の提供をする場合においては、あらかじめ当該利用申込者又は当該利用申込者の家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による同意を得なければならない。

一 前項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

3 電磁的方法は、利用申込者又は当該利用申込者の家族が当該利用申込者又は当該利用申込者の家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第二項の同意を得た指定介護予防訪問介護事業者は、当該利用申込者又は当該利用申込者の家族から文書又は電磁的方法により重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又は当該利用申込者の家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又は当該利用申込者の家族が再び同項の同意をした場合は、この限りでない。

（サービス提供困難時の対応）

第十条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し水から適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であると認めた場合には、当該利用申込者に係る支援予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者から指定介護予防訪問介護の提供を求められた場合は、当該利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認するものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第百十五条の三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問介護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況及び置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の終了に際し、利用者又は当該利用者の家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又は当該利用申込者の家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画（介護保険法施行規則第八十三条の九第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十九条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対して提供

しなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第二十条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(掲示)

第二十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、条例第十七条の重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(広告)

第二十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(地域との連携)

第二十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(会計の区分)

第二十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(従業者の基準)

第六十一条 介護予防通所介護従業者（条例第八十五条第一項の介護予防通所介護従業者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 生活相談員 指定介護予防通所介護の提供日ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数

二 看護職員（条例第八十五条第一項第二号の看護職員をいう。以下この章において同じ。） 指定介護予防通所介護の単位（指定介護予防通所介護であってその提供が同時に一人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。）ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

三 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第八十八条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業及び指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第八十七条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者をいう。以下この条において同じ。）の数が十五人までの場合にあつては一以上、利用者の数が十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得

た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 機能訓練指導員 一人以上

- 2 前項の規定にかかわらず、指定介護予防通所介護事業所の利用定員（条例第八十七条第二項第二号の利用定員をいう。）が十人以下である場合にあっては、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第六項において同じ。）を、常時一人以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができる。
- 5 第一項第四号の機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができる。
- 6 第一項の生活相談員又は介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

（設備の基準）

第六十二条 条例第八十七条第一項の相談室は、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていなければならない。

（利用料等）

第六十三条 条例第八十八条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。

- 一 利用者の選定により通常の実地以外に居宅する利用者に対して行う送迎に要する費用
  - 二 食事の提供に要する費用
  - 三 おむつ代
  - 四 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 2 前項第三号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百十九号）に定めるところによるものとする。

（事業の運営についての重要事項）

第六十四条 条例第九十二条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防通所介護の利用定員
- 五 指定介護予防通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 六 通常の実地以外に居宅する利用者に対する送迎に要する費用
- 七 サービスの利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(記録)

第六十五条 条例第九十六条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

- 一 介護予防通所介護計画書
- 二 第六十九条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 条例第九十七条において準用する条例第十四条の規定による市町村への通知に係る記録
- 四 条例第九十七条において準用する条例第二十二条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 五 条例第九十七条において準用する条例第二十三条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(その他運営等に関する基準)

第六十六条 条例第九十八条の指定介護予防通所介護の事業の運営及び指定介護予防通所介護に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関し必要な基準は、次条から第六十九条までに定めるところによるものとする。

(勤務体制の確保等)

第六十七条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供できるよう、指定介護予防通所介護事業所ごとに従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者によって指定介護予防通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(指定介護予防通所介護の提供に当たっての留意点)

第六十八条 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- 一 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- 二 指定介護予防通所介護事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- 三 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、当該利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、条例第九十一条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、当該利用者の安全面に最大限配慮すること。

(準用)

第六十九条 第四条、第十条から第十七条まで、第十九条、第二十条及び第二十三条から第二十六条までの規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「条例」とあるのは「条例第九十七条において準用する条例」と、第二十三条中「第十七条」とあるのは「第九十二条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の基準)

第七十条 介護予防通所介護従業者（条例第九十九条第一項の介護予防通所介護従業者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分

に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 生活相談員 基準該当介護予防通所介護の提供日ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数

二 看護職員 基準該当介護予防通所介護の単位（基準該当介護予防通所介護であってその提供が同時に一人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。）ごとに、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

三 介護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該基準該当介護予防通所介護事業者が基準該当介護予防通所介護の事業及び基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第一百八条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護の利用者をいう。以下この条において同じ。）の数が十五人までの場合にあつては一以上、利用者の数が十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 機能訓練指導員 一人以上

2 前項の規定にかかわらず、基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員（条例第一百一条第二項第二号の利用定員をいう。）が十人以下である場合にあつては、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員（第二項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）を、常時一人以上当該基準該当介護予防通所介護に従事させなければならない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができる。

5 第一項第四号の機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができる。

（設備の基準）

第七十一条 条例第一百一条第一項の生活相談を行う場所は、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていなければならない。

（その他運営等に関する基準）

第七十二条 条例第一百三條の基準該当介護予防通所介護の事業の運営及び基準該当介護予防通所介護に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関し必要な基準は、次条に定めるところによるものとする。

（準用）

第七十三条 第四条、第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第

二十条、第二十三条から第二十六条まで、第六十三条から第六十五条まで、第六十七条及び第六十八条の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第六十三条から第六十五条（同条各号を除く。）までの規定中「条例」とあるのは「条例第百二条において準用する条例」と、第十九条第一項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払いを受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第二十三条中「条例第十七条」とあるのは「条例第百二条において準用する条例第九十二条」と、第六十五条第二号中「第六十九条」とあるのは「第七十三条」と、第六十五条第三号から第五号までの規定中「第九十七条」とあるのは「第百二条」と読み替えるものとする。

（従業者の基準）

第百五条

4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定介護予防通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

（指定介護予防通所介護事業所等との連携）

第百八条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

- 5 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規則第六十一条第一項第三号の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十一条第一項第三号	指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第八十八条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）	法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（改正条例附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧条例第八十四条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第八十七条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業	当該第一号通所事業
	指定介護予防通所介護又は指定通所介護	指定介護予防通所介護又は当該第一号通所事業

- 6 附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規則第七十条第一項第三号の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業及び介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十条第一 項第三号	基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第百十八条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業	法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（改正条例附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正条例による旧条例第九十九条に規定する基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町が定めるものに限る。）
	基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護	基準該当介護予防通所介護又は当該第一号通所事業

（旧規則の一部改正）

7 附則第二項及び第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規則の一部を次のように改正する。

第三条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一人以上とすることができる。

第七十三条中「、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と」を削る。

附 則（平成二十八年三月二十二日三重県規則第二十七号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十二日三重県規則第十九号）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成三十年三重県条例五十五号）による改正前の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十八号）第七十四条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、改正前の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則第五十四条の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

附 則（令和三年三月二十六日三重県規則第七十九号）

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新軽費老人ホーム基準規則」という。）第五条（新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。）、第二条の規定による改正後の三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新養護老人ホーム基準規則」という。）第五条、第三条の規定による改正後の三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新特別養護老人ホーム基準規則」という。）第五条（新特別養護老人ホーム基準規則第三十四条にお



いて準用する場合を含む。)及び第二十二條(新特別養護老人ホーム基準規則第三十八條において準用する場合を含む。)、第四條の規定による改正後の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(以下「新指定居宅サービス等基準規則」という。)、第七條、第三十三條、第四十二條、第四十九條、第五十六條、第六十三條、第八十四條、第九十一條、第一百四條、第一百二十條、第一百三十條、第一百四十一條、第一百五十五條及び第一百六十三條、第五條の規定による改正後の三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新指定介護老人福祉施設基準規則」という。)、第十條及び第三十四條、第六條の規定による改正後の三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新介護老人保健施設基準規則」という。)、第十三條及び第三十六條、第七條の規定による改正後の三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新指定介護療養型医療施設基準規則」という。)、第十三條、第八條の規定による改正後の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則(以下「新指定介護予防サービス等基準規則」という。)、第三十四條、第四十三條、第五十條、第五十七條、第七十六條、第八十四條、第九十七條、第一百四十四條、第二百二十四條、第三百五十五條、第四百九十九條及び第一百五十七條並びに第九條の規定による改正後の三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新介護医療院基準規則」という。)、第十三條及び第三十六條の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げるとおりとする」とあるのは「次に掲げるとおり(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。))とし、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めるものとする」とする。

(感染症の発生の予防及びまん延の防止のための訓練等に係る経過措置)

- 3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準規則第十二條第三号(新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準規則第九條第三号、新特別養護老人ホーム基準規則第八條第三号(新特別養護老人ホーム基準規則第二十八條、第三十四條及び第三十八條において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準規則第十一條第三号(新指定介護老人福祉施設基準規則第四十條及び附則第八項において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準規則第十四條第三号(新介護老人保健施設基準規則第四十二條において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準規則第十四條第三号及び新介護医療院基準規則第十四條第三号(新介護医療院基準規則第四十二條において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施すること」とあるのは「研修を定期的を実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施するよう努めること」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 4 この規則の施行の日から起算して六月を経過する日までの間、新軽費老人ホーム基準規則第十三條第五号(新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準規則第十條第五号、新特別養護老人ホーム基準規則第九條第五号(新特別養護老人ホーム基準規則第二十八條、第三十四條及び第三十八條において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準規則第十二條第五号(新指定介護老人福祉施設基準規則第四十條及び附則第八項において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準規則第十五條第五号(新介護老人保健施設基準規則第四十二條において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準規則第十五條第五号及び新介護医療院基準規則第十五條第五号(新介護医療院基準規則第四十二條において準用する場合を含む。))の規定の適用については、「担当者置くこと」とあるのは「担当者を置くよう努めること」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に係る経過措置)

- 5 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準規則第十九条第三項(新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準規則第十五条第三項、新特別養護老人ホーム基準規則第十八条第三項(新特別養護老人ホーム基準規則第三十四条において準用する場合を含む。)及び第二十七条第四項(新特別養護老人ホーム基準規則第三十八条において準用する場合を含む。)、新指定居宅サービス等基準規則第三十三条の二第三項(新指定居宅サービス等基準規則第三十九条において準用する場合を含む。)、第六十六条第三項(新指定居宅サービス等基準規則第六十八条、第八十一条、第八十七条、第一百一条、第一百一十一条の三、第一百五十五条及び第二百二十八条において準用する場合を含む。)、第一百十条第四項、第一百三十六条第四項及び第一百四十九条第四項(新指定居宅サービス等基準規則第一百五十九条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準規則第二十六条第三項及び第三十九条第四項(新指定介護老人福祉施設基準規則附則第八項において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準規則第二十九条第三項及び第四十一条第四項、新指定介護療養型医療施設基準規則第二十七条第三項、新指定介護予防サービス等基準規則第三十六条の十三第三項(新指定介護予防サービス等基準規則第四十条において準用する場合を含む。)、第七十八条の二第三項(新指定介護予防サービス等基準規則第九十四条、第一百四条の三、第一百四九条及び第二百二十二条において準用する場合を含む。)、第一百条第四項、第二百二十七条第四項及び第二百四十条第四項(新指定介護予防サービス等基準規則第一百五十三条において準用する場合を含む。)並びに新介護医療院基準規則第二十九条第三項及び第四十一条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この規則の施行の日以降、当分の間、新特別養護老人ホーム基準規則第二十一条第一号イ(1)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホームは、新特別養護老人ホーム基準規則第四条第一項第四号イ及び第二十七条第二項の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとし、新特別養護老人ホーム基準規則第三十五条第一号イ(1)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、新特別養護老人ホーム基準規則第三十条第一項第四号イ及び第三十八条において準用する第二十七条第二項の基準を満たすほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 7 この規則の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、この規則による改正前の三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第二十一条第一号イ(4)又は第三十五条第一号イ(4)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

(三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 8 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定居宅サービス等基準規則第一百二条第三項第一号イ(2)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業所は、新指定居宅サービス等基準規則第八十八条第一項第三号及び第一百十条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 9 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この規則による改正前の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第百二条第三項第一号イ(3)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。  
（三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 10 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定介護老人福祉施設基準規則第三十二条第一号イ(1)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設基準規則第三条第一項第三号イ及び第三十九条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 11 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この規則による改正前の三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第三十二条第一項第一号イ(3)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。  
（三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 12 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定介護予防サービス等基準規則第九十五条第三項第一号イ(2)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所は、新指定介護予防サービス等基準規則第八十一条第一項第三号及び第百条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 13 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この規則による改正前の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則第九十五条第三項第一号イ(3)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。  
（栄養管理に係る経過措置）
- 14 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準規則第二十四条の二（新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第二十四条の二（新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準規則第二十三条の二及び新介護医療院基準規則第二十四条の二（新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。  
（口腔衛生の管理に係る経過措置）
- 15 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準規則第二十四条の三（新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第二十四条の三（新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準規則第二十三条の三及び新介護医療院基準規則第二十四条の三（新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。